

平成 23 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、手数料の収納の事務を次のとおり委託しました。

委託する収納事務	委託先
安芸高田市手数料条例（平成 16 年安芸高田市条例第 76 号）に規定する臨時運行許可申請手数料、登録原票の写しの交付手数料、登録原票記載事項証明書の交付手数料、住民基本台帳閲覧手数料、住民票の写しの交付手数料、住民基本台帳ネットワークシステムによる住民票の写しの交付手数料、住民票記載事項証明書交付手数料、戸籍の附票の写しの交付手数料、住民基本台帳カード交付手数料、住民基本台帳カード再交付手数料、印鑑登録証再交付手数料、印鑑登録証明書交付手数料、各種証明手数料、戸籍謄抄本交付手数料、戸籍記載事項証明書交付手数料、除籍謄抄本交付手数料、除籍記載事項証明書交付手数料、届出又は申請の受理証明等交付手数料、閲覧手数料、届書等記載事項証明書交付手数料、戸籍の全部・個人・一部事項証明書交付手数料及び除籍の全部・個人・一部事項証明書交付手数料の収納事務	(財) 安芸高田市地域振興事業団 安芸高田市吉田町吉田 269 番地 4